

住宅省エネ2023キャンペーンのお知らせ

環境省・経済産業省・国土交通省の3省では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを推進するため、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援するため新たに3つの補助事業を創設しました。

①こどもエコすまい支援事業

- 子育て、若者夫婦世帯を対象に、高い省エネ性能を有する新築住宅の取得に対し、1戸当たり100万円（定額）の補助金を交付。
- すべての世帯を対象に、省エネリフォーム（窓や壁などの断熱改修、エコ住宅設備の設置等）に対し、原則最大30万円の補助金を交付（子育て、若者夫婦世帯の場合等に上限引き上げの特例あり）。

②先進的窓リノベ事業

- 高断熱窓への断熱改修工事に対し、工事内容に応じて1戸当たり最大200万円の補助金を交付。

③給湯省エネ事業

- エネルギー小売業者、高効率給湯器の販売業者、ハウスメーカー等による代理申請によって、給湯器導入者（一定の基準を満たした高効率給湯器）に対し、機器ごとに設けられた補助金（定額）を交付。

●問い合わせ・要件等の詳細

住宅省エネ2023キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 ☎0570-200-594
ホームページ <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>



インボイス制度への対応はお済みですか

令和5年10月よりインボイス（適格請求書）制度が開始されます。

このことに伴い、新たにシステム等の導入を検討されている事業者に対しては、国の「IT導入補助金」が活用できるほか、システム等の導入を検討中の事業者に対しましては、市の「企業振興事業補助金」のメニューにある「デジタル技術導入診断支援事業」を活用できますので、システム等の導入をご検討中の事業者の皆さんはぜひご活用ください。

●問い合わせ

- ◎インボイス制度に関すること／インボイスコールセンター ☎0120-205-553、滝川税務署 ☎0125-22-2191
- ◎IT導入補助金に関すること／IT導入支援事業コールセンター ☎0570-666-424または ☎042-303-9794
- ◎市企業振興事業補助金に関すること／商工会議所 ☎22-3444、商工振興係 ☎27-7376

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入、国民年金保険料を納付しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となるかたは、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】128万円＋（扶養親族等の数×38万円）

ただし、学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付（追納）することをお勧めします。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までの1年間となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

■申請について

学生納付特例制度により、令和4年度に保険料納付を猶予されているかたで、令和5年度も引き続き在学予定のかたへ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されているかたは、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和5年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）なお、令和5年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。

お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

- 詳細 砂川年金事務所 ☎0125-52-2144、市民年金係 ☎27-7357